

佐渡年代記

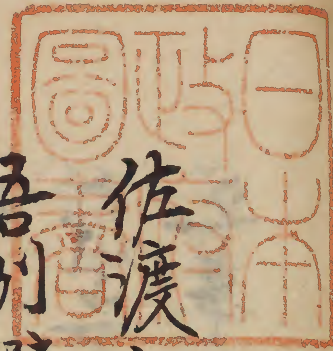
和書門	四八九七一	函	架	冊
	一三八			
	一〇			

庫文閣内	和書門
四八九七一	函
一〇	架
二二	冊

内閣文庫	
番號	和 48971
冊數	10 (1)
函號	140 303



書
號



佐渡年代記序

吾別僻文獻無足徵者獨有年代記一書始
於慶長辛巳終於天保乙未上下二百餘年
纂為十九卷足以概見中古以來政教之蹟
而已矣而至天保以後之事則闕如也一日
鎮臺鈴木君語菴曰客歲赴任日舊平山
岡景恭贖以年代記日前曰在任令人寫之

然今在我為不急之備况以為子孫之貽
乎且聞安政中州府罹災圖籍多燼則斯
書之在也亦不可知也請以為贈嗚呼景
恭之於人有古之心哉古人有舊令尹之
政必以告新令尹者景恭近焉予既莅治
問之判府之藏果屬烏有乃以吾書充州
府之藏併命屬吏某等續修天保以後
之事欲使後之為尹者有所觀鑒亦猶景

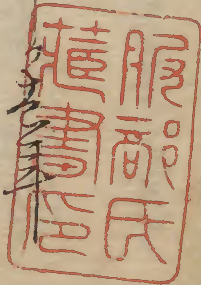
恭之於予也卿其一言為予辨之夫君以一身
任十萬生靈之責夙夜蹙口憂國憂民之
不暇而傍及記錄編修之事上繼舊尹之
志下供後人之鑒可見仁人君子之所以
用心遠且大也葆也一介散儒坐糜廩粟其
於國事毫無裨益然向受知於山岡君今又
重以君之此命葆雖不似安得不怍欣而
應之於是乎書

慶應二年丙寅六月上澣

佐州督學 圓山葆謹撰

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

慶長六年辛丑年



佐後國の上牧中細之京侍の分國なり
唐子思侍合侍冠城の事なりて聞て京

御陣終て後合侍の御地を以て佐後を以て
せしむるは是より佐後を永く之領とする

一 天正十七年豊長重吉の命を以て京侍佐後を

以て後へしより此より京長を以て佐後を以て

慶長二酉年より京長川村重吉の命を以て京侍を

御地より辛酉九月迄に終るは田地の事なり

幾列と唱へて石敷と云ふは正保年中迄は終
として用らるる一と云は時と郡の事を石敷と云
此方里の事の中は九段印と云ふは内田郡の事
の石敷と云ふは九段印と云ふは内田郡の事
と云ふは九段印と云ふは内田郡の事
一 酒川より砂金を出た事年々久遠と云は
おのゝくは石敷遺跡と云ふは石敷の遺跡
人をまゝして砂金をとる一事をと云ふは石敷
年中に石敷遺跡と云ふは石敷の遺跡

業と云ふ一事もあつた云は石敷の遺跡
家元大井の遺物と云ふは石敷の遺跡
司と云ふ一事もあつた云は石敷の遺跡
年々石敷の遺跡と云ふは石敷の遺跡

お佐藤園と云ふは石敷の遺跡
此方と云ふは石敷の遺跡
砂金をとるは石敷の遺跡

砂金と云ふは石敷の遺跡

二六十七年七月

上校景勝

一 石橋子沼山天正十一年戦後の國のあめりり
此地の者と斗り石根の地以印國持厚と云
運上根百段を割りて沼山を領とす外山を
領とす福を美川戦後より天正十一年中、系勝人分國と
ありて、外山と云、新小陣公を攝、代官山に
をりて、ちりり、む度長二百年より、川村を
代りて、又ちと云、ある、入流、甲午、乙未、
石身、國の者、石身、甲午、乙未、年、り、り、
領と云

一 相川沼山今年七月石橋子沼山の山に浦江邊
渡約儀、島内、沼山、と云、もの、尋、あり、を、沼の
氣、あり、を、知、り、沼、山、を、領、一、ある、と、云、及、
と、云、儀、を、領、一、及、れ、と、云、山、を、領、一、沼、山、を、領、一、
ある、を、割、り、ある、と、云、儀、一

從去年川村を領、其、檢、地、の、明、田、村、其、地、を、領、
と、云、儀、あり、明、田、村、と、云、の、明、田、村、を、領、一、
今、の、あり、一、ある、あり、一、も、と、云、儀、一

一 石橋子沼山を領、其、檢、地、の、明、田、村、其、地、を、領、

一 奉と今もきく長安初に長中郎と云はるは
任一武村沈山におわく八のふらと云はる

但安長元年より長安依成を交成と云はる
といふ事此年より依成の事なり今もきく
と云ふは先づ伊豆石見の二警解ふに慶長
八年よりして始ふ目代ふをきくは八年が
交成と云はるなり

一 依成の宗子世々承せしむらんを去年一も宗人田中
清六と云き一に誠後をいふと菊を新中郎と云ふ
後といひ先達を依成と云一初を初く清六御海
田中を巡り海東の上番意今年御海一と務を
御成り

一 去年上夜系勝舎津の城の事およりり多
少人等も 御勘氣を多承り知を平川村
彦及等の教をきくは依成の二務を御成り
今もきくは田中清六へり下 御朱取れたの事

一 依成國治山を宗人今承りたる事なり
一 門村彦及の依成を宗彼國より附仕る事なり

慶長七箇年

一 田家へ中川を杭吉田佐を仰を佐渡へ送る事を
沙汰は田中佐六川村を及侍のをかくて田中
云々の事と申す事と 今下より申す事と云々
今の田代官の執事と云々

一 田細年貢の制紙を定る

一 系情佐渡を願ふ事 佐渡へ砂金を出さる事
云々 願ふ事と云々 次より今限山無事田中
了年より此の銀言事自ら及ふ事 丹波山も

唐子近毛利親元領分の附を修し張之出の
と雖もより〜と年報の貴目し及子と云

慶長八癸卯年

一 去年代官の輩私伝年貞割増をうけ事を

國中百姓を忠代三人 上野越後前河内御家 出願して

懇訴をきき〜とあり〜と古田佐々郎ハ自叙

申上之税政易きを道田中法兵衛川村義兵衛ハ

此帳録をと云

一 大久保石見守目代〜と大久保山城守佐渡

初公 山崎武祐の事をきく山城武祐ハ地方を執り

佐渡ハ今張山の事を沙汰候と云

一 佐別の舟二艘紀別、おぼく造作を〜め
け将監加茂和泉の舟とらうり佐別へ二艘
とも樽敷の舟換立を以て新立九少警丸
定小吉の舟人水さる舟人水抱とらうりけ将監
加茂和泉の子孫永く佐別、あまを以て舟を
領す

一 相川の内字は田清水の庄と云田池を指すは
宗徳と云のの候の人を子とて買とらうり
陣を築くまを去らうり成程とらうり

そは大人係長安より若狭の役人水田たはへ
きしふの文九のと

一 うのす〜のなはらもよ〜の候〜
く〜から保あ〜
一 うのす〜やん越〜女た〜
あ〜とらうりか〜
一 うのす〜の候〜
一 うのす〜の候〜
一 うのす〜の候〜
一 うのす〜の候〜

以上
極月市言
石見判
水田たはへ

一 け時新造の書院制度を就るに依るに和暦年
徳目市尺等の様を

按ずるに小佐川の役所をこころして慶間と云ふにけ時
より始りしと云ふなり

慶長九甲辰年

一 大久保石見守長安今年四月十日佐渡國松本行へ
忍原史介お川と稱り西へ巡り一銀山地方の事を
沙汰し三月十八日依見下より佐渡國山岳山
へ金銀を出入りしを夥に言ふに依ると云
一 言再鑑後を奉り石見守と来り又具せり言
為るに心あり申

一 横地正兵衛の系去依吉岡お重の守り石見守と從ひ
来り不及身は赤尾に依り水津近の以村を領り

山崎町ハ今の志津町の事なりぬる古来の内陸より
ナガノ山崎町と云ふ所の山崎町と云ふ所の
山崎町と云ふ所の山崎町と云ふ所の山崎町と云ふ所の
今の志津町ハ昔の山崎町と云ふ所の

一 石田の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

志津町の代官ニ云クハ志津町の事なりぬる古来の内陸より

うまき種と此がなほらぬやうに入高うをうまき種
意こらぬと

寛永九年七月二十

八幡宮御前

池田左兵衛

池田左兵衛

池田左兵衛

一 承徳寺より一寺に申入の事之儀の御出立
あり候及の事云

一 池田左兵衛の内山仕立を雇ひ是角を衣穿身出に西を

池田左兵衛の内山仕立の御出立候事申入を自らの事云

此時池田左兵衛の御出立候事申入の御出立人

傳承百儀をいふ是角御出立候事申入候御出立

候事申入候御出立候事申入候御出立候事申入候御出立

候事申入候御出立候事申入候御出立候事申入候御出立

候事申入候御出立候事申入候御出立候事申入候御出立

候事申入候御出立候事申入候御出立候事申入候御出立

候事申入候御出立候事申入候御出立候事申入候御出立

候事申入候御出立候事申入候御出立候事申入候御出立

社地より一帯の地を以て成す木柵を
高敷にすべしとのりてのりてのりてのりて
は町目より一町目まで延びてありしを
後よりありて町目まで延びしを
社地にすべしとのりてのりてのりて
を以て成す木柵を
高敷にすべしとのりてのりてのりて

一 柴田村の地を以て成す木柵を
高敷にすべしとのりてのりてのりて

十分の役場と雖も役人を以て成す木柵を
高敷にすべしとのりてのりてのりて

一 今年に於てより 今更らされて東海道の山陰の
に於ての役場を以て成す木柵を
高敷にすべしとのりてのりてのりて

他地の之より六町目より一帯の地を以て成す木柵を
高敷にすべしとのりてのりてのりて

一 服部守忠の地を以て成す木柵を
高敷にすべしとのりてのりてのりて

大に佐列へ事なり其の所々客名をよと云

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

慶長十乙巳年

- 一 石見の被新冬造作も何處も擧敷の如擬きなり
- 一 大久保石見も長安目代より長谷川信長を以て
佐渡(書)と大久保山城と小中を以て地方の事
細記を
- 一 石見書云上より京都を南に取れり約長兼信を
佐渡へ送りし相川陣屋の北より高し山のみは
大山祇の社を造置し金根山の護守とて社人
安岡長門を石列の守をたねふ祠をもちしむ

但社を造るにせしむる事なれども初葉迄あり
一、其長十二年のち大山祇の社料宇後の外
毎月之を先給りて外電及て毎月山崎
日心所をとりて社を自を立之社へ御志を後
電紋を止銀山山建二十九年一月一高先山の社料と電
代り給と云はるる方は之年今山の神地も之社と成
て月を限て自先二年九月に高先山を之と云はるる社料
造るに費用を云と加りての永式と云ふるを二年迄
村の今のまら給と云ふるは之を明神の社を云はる

一、建三—由云年よりてり初葉迄とて初葉より
之母なる事初は之雲院自ら安と云はるる相門の
中より之を建三—大安寺と号は

慶長十丙午年

一 相川の海濱に羽田大石の書本を三冊と金銀山の紙巻書
係高船多し、来りて戻りたり

大石書本を新紙包と云けり、
より積まふ書を細り連ふ紙をい入むと云

一 永樂淺通用を停止せり

一 五千里船のありし、
一年船を七月八月相川へ
移りし

Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

慶長十二年

- 一 佐別根山より出る事を減まらん大久保石切を是と
 札断を言ふは是月二日駿府を去ると事と
 政次のみを直紙の事を沙汰して佐別へ歸るも
 一 一 初館長兼佐渡海より大山祇の社春日の社
 の社を結ぶ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

慶長十三戊申年

一 今年二月大久保石見守佐別へ渡海一人を以て
検断し其地堀返一比形と海の深さ均すゆへ
水涌出を申合に官舟も論方なくして御斗を先ふ
執書を呈し言上候と云長年ハ於佐別に留て
来りて越後田畑度獲を及佐別を度より其儀
申経界を按檢とすゆゆ

但堀返一と云ハ西之川を山の事とすらんや即ハ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

慶長十五癸戌年

一 米穀の不足を以て高貴となり、炭薪の不足を以て
押取の紙類、紙の不足となり、高貴の類、その高貴
を以て、此の他、國より人多く来り、任一人
米穀の不足を以て、高貴となり、炭薪の不足を以て、
押取の紙類、紙の不足となり、高貴の類、その高貴
を以て、此の他、國より人多く来り、任一人
米穀の不足を以て、高貴となり、炭薪の不足を以て、
押取の紙類、紙の不足となり、高貴の類、その高貴
を以て、此の他、國より人多く来り、任一人

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

慶長十六年亥年

一 他國より捨木皮を夥か積まり高き是を
造作のまら勢をとりんたけは自國の山林
伐おれりしを禁し流し入向のる木を好く是等
羽別ま向のまら外をふり積まり山林又
る山林とて捨木り改を信仰あり

慶長十八癸丑年

一 今年四月廿日大久保石見守長安享年六十九
にして駿府より卒以中宿とて其子實下海の
國・疾・逐・し・快・駿・三・あ・る・以・違・言・し・て・い・駿・を・全・權
し入駿河より甲州と送り一子の僧徒を其子とす
大の某侯に及りて一と云々

と侯に事をつとむるに長安の父は元來
今春八席入るに河原島より舟をとりて大船を
とり武田信玄の孫とてし初る小をとりて舟

吾奴の利に依信云二人とのりよる之志を忠村う
苗字を授け是れ新と云中より長平所長安と
稱は天正十年

大神石甲別御入國の付日初兵志海定好信と
長安洋陽一足利家多代の家系細川物
數家の風俗の海島を依之長安と方よる事
風俗を以て一なるを 台望え唯あり利根を感
らば之久保相判へ彼を長平所を授け孫子別
と苗字を以て幕下と侍り事とを依評せり

天正十八年以後久保十之助と稱は別所所
租税を依案一とそより首領の事と租税とを
由之長平所子以後は由之侍を依後令也を
照檢とらるるを

余をらりて一々天正
慶徳の感意一徳山と昔今由浪洞鉄を以り
事化財と信とそ切に長安と斗と後一
天下の都村の事を判断一石甲と政
評定の應と加判一と威大と奮て長平を

生官をなすは名領り人々命せしむ

按てまゝ之久保長安天下妻乳の後よりありて後國
之依のまゝ強を治りて之の按撫一世上の令を治るべき
こと印又ふらり功罪を掩ふこと之を人せ

一 久保石田より目代より同依候に二年三月十日

死しては所一向宗を治りて之を

一 久保山越より後入るて之同せられし中

明白より之の治りて之を二年に列安を

急一より一の治りて之を二年に列安を

かへらと田部十郎長久宗政と改められし依候に

されし依候の地方より之の治りて之を

按てまゝ依候に治りて之を二年に列安を
二年列一のの治りて之を二年に列安を
ふらりて之を二年に列安を
ふらりて之を二年に列安を
ふらりて之を二年に列安を

一 二年より之の治りて之を二年に列安を

九を治りて之を二年に列安を

之を治りて之を二年に列安を

之を治りて之を二年に列安を

令を治りて之を二年に列安を

刑令に依りては然らざりしを東國に列へて通用せしむる

一 命一 昔令を以て大小の刑を定むるは是を法とせしむる

大判令を用ひたるを以て一命と云ふは是を何れに依りて

流例に依りては是より小判と云ひ居候の御令を格傷に成

通用候と云ふは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

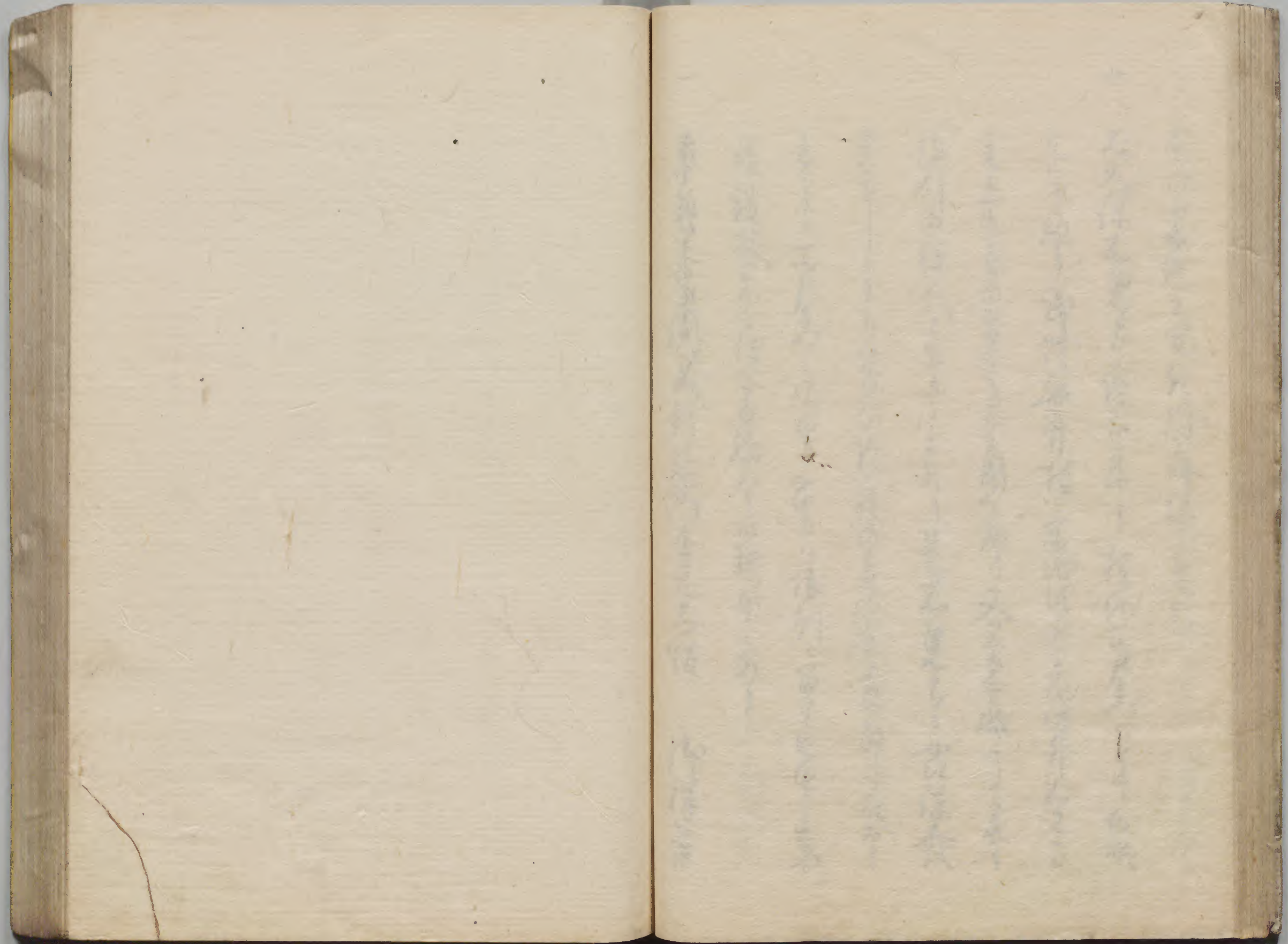
格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

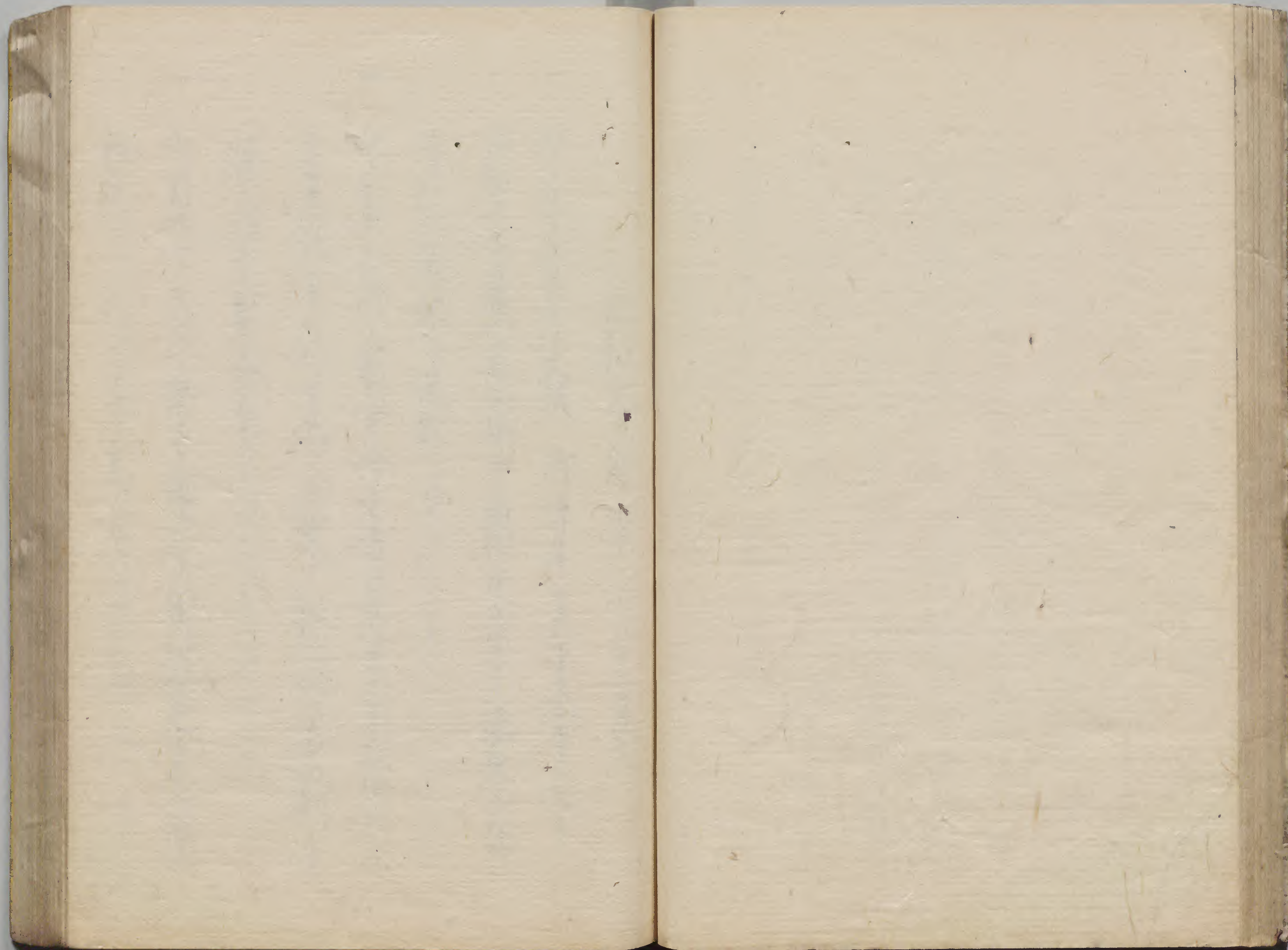
格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成

格傷に成せしむるは是を格傷に成せしむるは是を格傷に成





元和元乙卯年 七月十三日改元

一 今年五月七日大坂 御陣早る天下恭平ニ為り

一 田部十部に傳の安正國中田細屋敷あり流界を乱す
寺社の障地を先規之定ニ任せ玉

一 今年上納の物金拾壹貫百拾五匁銀成り
五部七拾八貫八拾七匁分改元ノ儀に及ちる由判子
且右八拾七匁を分ちたり

一 七月十日大風に倭々國中の田細換元多々國民
惣欽せしむるに月年貢川方三三

一 西之川に心懸きし事ありて去月公能く御成下
 砂金を月先山に採りて其の中を又と
 一 納し心懸きし事ありて御成下りし事ありて御成下り
 一 納し心懸きし事ありて御成下りし事ありて御成下り
 一 納し心懸きし事ありて御成下りし事ありて御成下り

四月八日

安 對馬守

去 大炊頭

河 備後守

奉 佐後守

河 雅平次

安 佐後守

河 備後守

一 五月十日江戸表におるく高田の辰を以て御成下り
 船に乗り給はれたる事あり

一 一定

一 大守

一 目録

一 〇〇〇〇

一 〇〇〇〇

一 〇〇〇〇

一 〇〇〇〇

右の條に外に流しに納せらるるものありしに
公にそのありしを以て入るるものありしに
外に撰むるものありしに納せらるるものありしに
おとすも也仍て是れ也

元和二年九月十日

一 年念助右馬頭三頼を平治府

一 年念助右馬頭三頼を平治府

定

一 年念助右馬頭三頼を平治府

一 〇〇〇〇

一 〇〇〇〇

一 〇〇〇〇

右の條に外に流しに納せらるるものありしに

納せらるるものありしに

元和二年七月 對馬守

大谷氏

備後守

一 十月三日 作書致し

一 條

一 多き作書の身入りありしに於て

之類を記し

一 日依りしの日

一 日依りし日ありし科 一人ありし日ありし

一 日依りし日ありし科 一人ありし日ありし

一 日依りし日ありし科 一人ありし日ありし

一 日依りし日ありし科 一人ありし日ありし

一 日依りし日ありし科 一人ありし日ありし

元和二年 十月 廿 日 對馬守

乙井 大谷氏

河井 備後守

伊豆 上総守

板倉 備後守

一 壬午上朔の節を七廿九を七廿九と記す。おのれは
七廿九の節に記す。及あつて七廿九の節に記す。おのれは
七廿九の節に記す。

元和三年
一 壬午上朔の節を七廿九を七廿九と記す。おのれは
七廿九の節に記す。及あつて七廿九の節に記す。おのれは
七廿九の節に記す。

一 壬午上朔の節を七廿九を七廿九と記す。おのれは
七廿九の節に記す。及あつて七廿九の節に記す。おのれは
七廿九の節に記す。

一 壬午上朔の節を七廿九を七廿九と記す。おのれは
七廿九の節に記す。及あつて七廿九の節に記す。おのれは
七廿九の節に記す。

如安海正出海する事志願する事其後文之由事
石山柵際る事向平る事向山大水貴人申使る事
海正表節大程令并宗女平を令をくし事所也
計内申之危の仕に依見お海正宗を申御の事
是物之味人信事控白執行る事其に村節之節
山根海正之海正を申る事其に獲る事海正氏
右海正の事其に海正の事其に海正の事其に海正の事
右海正の事其に海正の事其に海正の事其に海正の事
柵際る事其に海正の事其に海正の事其に海正の事

其の事其に海正の事其に海正の事其に海正の事
併に表節大程令の事其に海正の事其に海正の事
其の事其に海正の事其に海正の事其に海正の事

一 此山入令事其に海正の事其に海正の事其に海正の事
九

信用一銀之事

一 公銀三貫五百目

但一人有百目先

石山申危平御の事其に海正の事其に海正の事
其の事其に海正の事其に海正の事其に海正の事

らうと云洋をうけ

一 今年も銀山と銀の山との非違と云々問次姫

一 今も山松現業の修護をあら

一 今年も納と商人と控者との控はるはる銀山の所
公費とるは控さるは商人と思はれ及らる分少利
さるもあや分少り

元和四戊午年

一 徳目市は馬唯明竹村九郎右衛門と初改に佐渡
支配の事を命せらるる商人も佐利へあつては
商人も代りて年々一又商人も佐利
商りしるもありを命を承是年迄の内多
徳目市は馬佐渡と云々と云々をけ人甲利
山梨郡の士徳目市は馬の惟と長子とて云
十年 大神名甲利御赤入と村市は馬
年十の文一と云々命下りては一慶長文

子年 寧ろ京の陣の時

將軍家ニ渡りしより山を歩きて中へ後列にありて

ちよ回つせり公の御幕下にて七斗餘と稱せ

られし一人の事あり武切の人なり録を記せ

錫ると云行村九郎左衛門と稱す和村牛田村の者也

父を牛村丹波守と云しと云九郎左衛門と云し朱

太之保石中守と云し後、御家人と云ふ事也

一 田村十郎左衛門今年為有しと云保二百年

三月十八日死にたり

一 今平上御の御命を御授け奉りて其日、公の御命を

公の御命を公の御命と云ふ事あり公の御命を公の御命

と云ふ事あり公の御命を公の御命と云ふ事あり

一 公の御命を公の御命と云ふ事あり公の御命を公の御命

と云ふ事あり

一 相川の陣の御命を公の御命と云ふ事あり公の御命を公の御命

と云ふ事あり公の御命を公の御命と云ふ事あり

公の御命を公の御命と云ふ事あり公の御命を公の御命

と云ふ事あり公の御命を公の御命と云ふ事あり

一 河原田の古城を壊れ

け塚ハありて地味の中名依殿も其城をとり

天正年中上夜系流る所小嶋七き〜後

よ夜系流る〜御成と云也

より後日地方の代官堀と流る所池岡

と云はる所云

一 七月廿七日大風云國中の田畑多く枯死す月

年二員すふり方三三

一 割間赤をりと年官二月近山仕を為る人々云

その縁〜水涌物多縁の際と云るに依りこの事

極と云物を扱へ水と汲まると〜人々勢を成

形人も御を去り〜味有但馬入代り割間赤の縁

を〜多代大の内心〜ものありすは極扱と唱

と云物を扱へ水を汲よる要弁利〜〜水と云

透〜庭通りと穿穴を〜延々秘殿を〜

一十日三月廻教方所を〜と云

但一十日より一月を〜割十日宛〜出祖の事抄
定るより〜け塚ハ廻教方所を〜の事
を定り〜割間赤の廻りよ〜と云

平均一三何の代領ありき精々して凡一何の代領
ありし月とある年一何領目市長ありて死す中
全領山極多ありて一年のあき七八何月
ありし程ありて二十日一何月以上ありてあり
三三三

元和五己未年

一 今年後人三拾人出抱入たり世に道は氣あがれ
一旦佐別へあるとてり多鄙を懼ん事を想え
多く海國を志し友と誓りて下一は依て禮目
市長あり竹村九郎右馬評定して九郎右馬の言
竹村九郎右馬ものを東部より取りて入
のりをえ扱つらあり人より禮入を後一函と云
たのこ

擬

一 以後は此處に在る者も其の位を科し其の諸人に年
中人をさすへいありお子を所ハ諸人のわが成敗す
元和元年二月十日

一 信別より申りしもの内は神志其の位は其の御意
九十師と云ふものお女を白川國林を成す事外
を催はれ其の捕獲ありしと云ひけり信別上田
をこのもの多く申りて人々穿とよりおめりて
き一は其の上田等と云ふ今も同らなり

一 今銀山の根子日徳と云ふと利物包お徳は
陸の今と申り人の住み銀を始りて其の銀の金月
拂方よまの國限と通用の事あり極方銀と云ふの
を以て始ふと年と云ふ銀を言ふ月出さるはより
以て毎所銀と云ふお延する所を九月初先渡
仰り格働と成る通目と云ふなり

一 今年上納の物に事なるは銀の九百と云ふ
おとせおとせおとせおとせおとせおとせおとせ
おとせおとせおとせおとせおとせおとせおとせ
今年は戸数より井と新たをりて其の御意
はとらふ

一人をわかれ—愛人としての死罪なり

一人と愛人よりその愛人としての自決を命ずるに非
ず命法を破ての死罪に非ざるに非ざるなり

一人愛人との別れを命ずるに非ざるに非ざるに非ざるに
あつて死罪に非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに
非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに

一人愛人との別れを命ずるに非ざるに非ざるに非ざるに
あつて死罪に非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに
非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに

一人愛人との別れを命ずるに非ざるに非ざるに非ざるに
あつて死罪に非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに
非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに

一人愛人との別れを命ずるに非ざるに非ざるに非ざるに
あつて死罪に非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに
非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに

一人愛人との別れを命ずるに非ざるに非ざるに非ざるに
あつて死罪に非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに
非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに

一人愛人との別れを命ずるに非ざるに非ざるに非ざるに
あつて死罪に非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに
非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに

一人愛人との別れを命ずるに非ざるに非ざるに非ざるに
あつて死罪に非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに
非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに非ざるに

一 後人の事... 後人の事... 後人の事...

但し後... 但し後... 但し後...

一 欠房... 欠房... 欠房...

至く他... 至く他... 至く他...

一 所陣... 所陣... 所陣...

如く後... 如く後... 如く後...

亦け... 亦け... 亦け...

方... 方... 方...

一 欠... 欠... 欠...

換... 換... 換...

一 公... 公... 公...

并... 并... 并...

右... 右... 右...

元和... 元和... 元和...

廣... 廣... 廣...
此... 此... 此...
之... 之... 之...
全... 全... 全...

ていりあふあふのめとこトの二とて納に極
知り印割るあふ山と味方但馬お祿去年
八月より後交祖を穿ぬれとてりト下の二と
山とへ突りよはるる高と根ともあふと依る大五
の俣と根と外のみ費とをれト一あふははり
もト一う然紙竹村九印と馬と徳目京馬と
下とゆえをい割るあふとてり并ありあふと
ふとるあふと下と誠と市と馬と九印と馬と
ハトト一依るとり年と後と及ふとあふ

一 徳目市と馬と下と誠と市と馬と九印と馬と
下とゆえをい割るあふとてり并ありあふと

元和七年酉年

一月朔日運と創ハ運よと云盛戒忠入延令を

守り不盛と云外去依くけと鷹從令を

詮議を激区知ハテノ事し派人素山佐平太

と云とのふ為のし一任平を僕辨出并創令

石捕を以味知右延令と改云又白所色水運至

時節を以斗ひ相川市仲取と火とけ後

と云ひきて羽田濱より案述いふに積りぬ

を白状二月二日羽田所の過あるを罷り

此よけはより道よきを言者始ふ右記儀の
内浦に備状の内れに記す

此の事地は先にも右の通り入はゆきと物子
係りたる改は右の科人との言は入はゆきとの
言入たるは言者教令の令も并ふは竹流しと
箱入の言も言は月記の記す

急な及り越はし初日運上る板のしとく
近は令より登りし定まる案迹は仕はるる元浦に
船化國船に及り概ね改り内は一切の
事ア右改は改はしりて事入は右の記す

正月吉日

漢市凡判

竹九節右代平尾久言

竹中市右安及

一 割万安を味方但馬自分稼りて大盛に及
交まじと年より此万安の内は入用を山を
山平宗抱味方右記右馬に稼を成りてちり
此所より時及但馬稼所は切實双方混し合は
先例を以て起る久保石此言の文能のは左記の
自分稼を言ふ事録は此山よりしとて

一 海子御所一社社務ありて毎月此新禱に
此連款を以て為此連款料と云々今年申松石先
茂長の比より揚り申せられしに託發祥
ありて今年より此連款多敷目ありたの
り

徳之丞一海子御所

合抄石

西年分

右 此方様御祈念兼懇願山のため
毎月天神にお祈り申す所は信濃御所

此御所御祈念の儀也

西
十月十九日

大徳寺 □

海子御所

右 此方様御祈念の儀也

徳市丸 (下)

牛九郎出

平尾久三郎

海子御所

元和八云戊午

一 上納の節金成松を賞ふ於九く詔め旨九於
き賞七百に於きふみあふ妙人き賞九旨九旨自
はふ山判之方は子百の於九く之分成来たり
事飲の役人若及此を其山田位を其美なり

一 近年全福山整へ舟市申人取も鶴交
他國より有司とふ積来り責買とせし舟
浦と善所におわく徳永十分一の運とと詔外
後負物後船を其方とと平とと云ふ山判

成りては拾はる御沙令九拾七夜山松山はらふ御書
七拾七夜山松山はらふ御書
あはれとる方とて山準人

一 佐利とあわく申判吹言根去年に作出の御書
今年三月後及元二節より代漢書二十節と
云ふのとち佐利御書九夜二節より二夜
九の御書

あはれとる方とて山準人
あはれとる方とて山準人
あはれとる方とて山準人

まゝとある方とて山準人

漢書二十節より下しり書一と云ふ御書
及山田佐利馬の及事候へ御書は月古の漢書
その書致は是は山松山道御書は書
おはれ山利とてせしは佐利とて書しる御書
一 南御所御書は佐利とて書しる御書
御書は御書は佐利とて書しる御書
御書は御書は佐利とて書しる御書
一 佐利とて書しる御書

田中六之清も是等徳のりなり

一 古金平古出此代官所裁後年なる年分
之年佐別へ此等年分を拾石と云ふ
六金平の世に拾石と云ふ年分を
山と云ふ年分入海方帳面にて

一 世弟は此山十石と云ふ年分を
年分斗室入工次を人三斗八斗も
めも斗取書利は徳目市江集より
の此山と云ふ向山の下石分
海石分は拾石石分山石水費
石分下り松日向年分実
又得石分中山日向年分
川と市一候石分向山拾石分
石分は此等年分中尾石分
一 割石分水費と云ふ水費
味方徳馬又し水費切切
大水費と云ふ年分
しつら取石分を切實割石分

一 海石分は拾石石分山石水費
石分下り松日向年分実
又得石分中山日向年分
川と市一候石分向山拾石分
石分は此等年分中尾石分
一 割石分水費と云ふ水費
味方徳馬又し水費切切
大水費と云ふ年分
しつら取石分を切實割石分

數十に減せしより大に貴と省ししより
けん水質の場所あるは雲石しりしより

元和九癸亥年

一 灰次銀の貴目と務を納むる貴目を
納むる人との松貴の目と松貴の目と
九百拾五の山判と万八千の山判と
後白河の山判と山判の山判と
細

一 後府近灰次銀等依て後人河田松志馬
志村五三傳の方と後徳目市九馬より
書有源を九のより

[Faint, illegible text on the left page]

1
[Faint, illegible text on the right page]

寛永元 甲子年 二月廿六日

一 今年より未十二年、百兩合限を

記し、吉物西保に年々火事焼失せ

し、傷て詳々、以て今年も酒子首月

強府酒の首月、酒子首月、酒子首月

より、酒子の役人、酒子の役人、酒子の役人

市見、酒子の役人、酒子の役人、酒子の役人

九、酒子の役人、酒子の役人、酒子の役人

方、酒子の役人、酒子の役人、酒子の役人

酒子、酒子の役人、酒子の役人、酒子の役人

古の事は初より始りしと云ふなり

但し本年の酒の酒は去年より多し

酒の酒は去年より多し

酒の酒は去年より多し

一 山崎地方但馬志事は月死志事

志事は月死志事

志事は月死志事

志事は月死志事

志事は月死志事

志事は月死志事

志事は月死志事

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

但馬考(古)志事と云ふ

不安の事あり傷の取置を信じて下のみ
計てとらむ人並ひひし事ありて是を
ほりてまゝにけしみの極まりはしむと違せし
此よりいふ連も能定し物ありし酒と多
きしちりし事ありも爲の不安にありて是を
の得を生しし事ありも爲の不安にありて是を
此よりいふ連も能定し物ありし酒と多
きしちりし事ありも爲の不安にありて是を

一 別記に用いし事ありも爲の不安にありて是を
此よりいふ連も能定し物ありし酒と多
きしちりし事ありも爲の不安にありて是を

高しし之も海をさく不承利ありて
此よりいふ連も能定し物ありし酒と多
きしちりし事ありも爲の不安にありて是を
此よりいふ連も能定し物ありし酒と多
きしちりし事ありも爲の不安にありて是を

九月木七も事ありも爲の不安にありて是を
此よりいふ連も能定し物ありし酒と多
きしちりし事ありも爲の不安にありて是を

[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive style]

寛永三十四年

一 尚書院...
一 文信中心...
一 御...
一 臣中...
一 中絶...
一 割...
一 爲...
一 系...
一 中...

水貫より切と今年より之始

但定水より寛年と十二津より貫り人橋の
流也若水池橋之橋を不用する事

一 今水貫方原の田を平澤寺に割り分仕入合

之に貫り合て合を分る事信を致し信

親好も貫り合りて信人、之年より

江戸より田積り不持地而信地、先年より

田を焼く池を由とたり

一 大池村の川通り、水車を建てる事、

池を移換り貫り合り、之初とる候

貫り合り、貫り合り、池を造り、移換り、勿論

此之をもち、貫り合り、貫り合り、移換り

止、貫り合り、貫り合り、貫り合り、貫り合り

貫り合り、貫り合り、貫り合り、貫り合り

貫り合り、貫り合り、貫り合り、貫り合り

一 八月、貫り合り、貫り合り、貫り合り、貫り合り

文、貫り合り、貫り合り、貫り合り、貫り合り

貫り合り、貫り合り、貫り合り、貫り合り

一 十月、貫り合り、貫り合り、貫り合り、貫り合り

貫り合り、貫り合り、貫り合り、貫り合り

一 九月廿五日江戸参りあり

一 大所参所は終 遊云々信て法園所也

一 是等三つは書札の一通り

一 書没後云々

一 大所参所は終 御遊云々也

一 及由り云々

一 定り云々

一 御所参所は終 御遊云々也

一 是等三つは書札の一通り

一 書没後云々

一 糸不取は掛る候事云々

一 今月二日秋は地在何人大事出来仕

一 而之風吹中多雨時中候事

一 是等三つは書札の一通り

一 書没後云々

一 大所参所は終 御遊云々也

一 是等三つは書札の一通り

一 書没後云々

十月八日 江戸参りあり

云々大款候

二天啓列

井上五平柳

西井信彦柳

松平七郎柳

一 江戸より江戸へ送るの...

定

一 絹細の事

一 絹細の事

一 市川海舟の事

一 絹細の事

右織物... 長巾...

絹細... 長巾...

又今... 長巾...

定永... 三月七日

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

寛永に丁卯年

一 役人に移人余世抱とあり
一 七月十日は法皇御所惟明位列とあり
一 寺に安山の神徳源寺、蘇芳の墓、山内村
一 一徳寺とあり、阿字は人別由中、寺徳と
一 意徳源、別氏人今、御所と徳と蘇芳
一 山内の金持も、蘇芳の徳、山内村
一 蘇芳の徳、山内村、蘇芳の徳、山内村
一 蘇芳の徳、山内村、蘇芳の徳、山内村
一 蘇芳の徳、山内村、蘇芳の徳、山内村

書出七十八年西書九の二

徳川市魚柳屋は享和二年八月廿二日

一 派行万歩

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

切分二十日池上子孫に子孫

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

一 大池切分二十日池上子孫に子孫

一 向心使方宗匠也

享和二年八月廿二日

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

是年大池切分二十日池上子孫に子孫

一 下松田向方歩出處
實事家信
杉并谷庄書

是上江國儀形也如松田如松田村上言在也
自今少中後大池切也主所大池也何人

一 下松田向方歩出處
百貫月百石也松田村上言在也

一 流下夕四角書
實事家信
飯前柱白

是上江國儀形也如松田如松田村上言在也
自今少中後大池切也主所大池也何人

一 石次松田向方歩出處
實事家信
下田庄書

是上江國儀形也如松田如松田村上言在也
自今少中後大池切也主所大池也何人

一 松田向方歩出處
實事家信
飯前柱白

是上江國儀形也如松田如松田村上言在也
自今少中後大池切也主所大池也何人

一 松田向方歩出處
實事家信
飯前柱白

其後

一 唐子百叔冰堂公家也

河内書局
高深乃方

是子山而高乃四海乃有也

一 唐子百叔冰堂公家也

高深乃方
久田書局

是子山而高乃四海乃有也
年乃只今也

一 唐子百叔冰堂公家也

高深乃方
久田書局

是子山而高乃四海乃有也

一 唐子百叔冰堂公家也

是子山而高乃四海乃有也

是子山而高乃四海乃有也

一 唐子百叔冰堂公家也

是子山而高乃四海乃有也

一 唐子百叔冰堂公家也

是子山而高乃四海乃有也

一 唐子百叔冰堂公家也

是年冬年小池少死出中今作
常事也

一 有以古推教方安 〇言 豊能初人

是年福同所及乃極也代池切并下而池

以事存之亦極能先事以福同也貴月結

〇言 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

一 善極方安 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

〇言 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

池子此言而極能先事以福同也貴月結

〇言 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

〇言 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

一 向心極本方安 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

是年從系是也極能先事以福同也貴月結

〇言 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

一 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

一 向山極本方安 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

是年得丹也極能先事以福同也貴月結

〇言 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

〇言 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

一 治而新方安 〇言 〇言 〇言 〇言 〇言

只今換入五年
 一 交向中回年也事
 是三年也事
 一 德中上法傳方也事
 德中上法傳方也事
 一 切事只今也事
 一 市、街、山、也事
 是三年也事

一 市、街、山、也事
 是三年也事
 一 向、街、山、也事
 是三年也事
 一 向、街、山、也事
 是三年也事
 一 向、街、山、也事
 是三年也事
 一 向、街、山、也事
 是三年也事

一 是年池田藩の藩主は是を割る事
計りて在りし

一 百石と云ふ際此の事
江戸幕府に
報告せられた

一 是より割る事の上は是れが
事なり

一 向ふ深遠なる事水戸藩に
江戸幕府に
報告せられた

一 是より割る事の上は是れが
事なり

以上諸藩の藩主の内取立一は是なり也
是より寛文三年に上りたるは金澤の藩主
等一付長以来の事とす事とす一は是
事目をもて括りたり余人の是より是れ

一 是所々の事記して之を略す

一 江戸市兵衛地方に川村中納言と云ふ
侍ありしは捕系より此地の水車移成方の足合
はりし事ありし

一 竹村九郎兵衛傳別下と云ふ又為巡見御井た京
堀式に下なる事ありし

一 或る御井た京に在りしは寛永六年に
堀式に下りし事ありし

一 是年此處に二丁と云ふ事ありし

一 是地石井の井たわりの事ありし

一 乃事和江兵權... 八合元
一 必合元石是... 行村九節... 計...
一 石... 九中七... 定...
一 石... 德村... 德...
一 行村九節... 計...
一 謂也... 德村... 德...
一 九節... 德... 德...
一 石... 德... 德...
一 德村... 德... 德...

一 三烟... 德... 德...
一 利... 德... 德...

寛政六年辰二月

一 麻生村甚長勝の甚長勝の社ありしと申す
社に神甚長勝の法已船員由りたぬ物燈を
灯一は麻生村の石燈たてしけん

一 比叡の湯よりして尾根の西支那の附け村に
瑞王寺住持の信敬親の甚長勝の細を
物ありし形を瑞王より燈燈を灯一して
中とて之より元來社地の事ありし社人
一 比叡の湯の燈燈の事ありし社人
瑞王寺住持の信敬親の甚長勝の細を
物ありし形を瑞王より燈燈を灯一して
中とて之より元來社地の事ありし社人

一 姫津村の甚長勝の社ありしと申す
甚長年中大に修んて甚長勝の社ありし
溪津の湯ありし社ありしと申す
燈燈を灯一して中とて之より元來社地の
事ありし形を瑞王より燈燈を灯一して
中とて之より元來社地の事ありし社人
一 比叡の湯の燈燈の事ありし社人
瑞王寺住持の信敬親の甚長勝の細を
物ありし形を瑞王より燈燈を灯一して
中とて之より元來社地の事ありし社人

お方多しと申由

一 市振成り受自を欣指は元和年中吹初

分と入て中肯自なり

一 國界川の流也是と二に河大能寺の後在

を流也一和々年三月場智く橋を築

智く付八幡村八幡の祓屋村役人

就書たのて

一 八幡村願合在橋下川東川場智

能くも川と新川との百中橋也

一 八幡村に社願を徳有海性

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 糸津願

一 陸奥の津の社を以て今年に於ては後法皇
 四年より下戸迄一町並を以て新地を築水より中
 河より一町並を以て新地を築中河より一町並を以て
 新地を築但中河の田敷七十二町の新地を加へて八十町
 あり上野門より中河の津河の田敷法皇四年
 一 中河の田敷法皇四年中河の田敷法皇四年
 一 上野門の田敷法皇四年上野門の田敷法皇四年
 一 津河の田敷法皇四年津河の田敷法皇四年
 一 法皇四年津河の田敷法皇四年津河の田敷法皇四年
 一 法皇四年津河の田敷法皇四年津河の田敷法皇四年

一 中河より京河の町へ入るに日吉野門と云ふ所の於て
 修るに下野門の一事は建之に中河より京河
 陸奥より京河の町へ入る

利根水石込本寺... 竹村九郎... 寛永八年... 竹村九郎... 竹村九郎... 竹村九郎... 竹村九郎... 竹村九郎... 竹村九郎... 竹村九郎... 竹村九郎...

寛永八年未年

九月廿日竹村九郎... 牛込大信...

一祝... 加五世の時...

一竹村九郎...

一竹村九郎...

竹村九郎...

一 水島山 中島山 下田山

是山... 水島山... 中島山... 下田山...

一 湯子山 湯子山 湯子山

是山... 湯子山... 湯子山... 湯子山...

一 湯子山 湯子山 湯子山

是山... 湯子山... 湯子山... 湯子山...

一 湯子山 湯子山 湯子山

是山... 湯子山... 湯子山... 湯子山...

一 湯子山 湯子山 湯子山

是山... 湯子山... 湯子山... 湯子山...

一 入川山 松本山 沼田山

是山... 入川山... 松本山... 沼田山...

一 田代山 田代山 田代山

是山... 田代山... 田代山... 田代山...

一 大原山 大原山 大原山

是山... 大原山... 大原山... 大原山...

一 大原山 大原山 大原山

是山... 大原山... 大原山... 大原山...

一 大原山 大原山 大原山

是山... 大原山... 大原山... 大原山...

寛永九年壬申年
一 國中在寂別野之事
先禮文を以て海島系に於て之の表書とす
一 表書は
一 表書を通りて有るは
一 申上月本
一 彼長
一 九

寛永九年壬申年
一 國中在寂別野之事
先禮文を以て海島系に於て之の表書とす
一 表書は
一 表書を通りて有るは
一 申上月本
一 彼長
一 九

... 妙... 天下安令... 寛永十八年七月七日

... 山門之院... 探額大僧正天海判

... 日吉山

... 新延寺

... 七社元徳中

... 寛永十年

... 寛永十年

... 竹村保康

... 長末行

... 及山

... 竹村保康

... 寛永十年

Faint, mostly illegible handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.

寛永十一甲戌年

一 江戸長より能登江和東河法軍清兵衛と名を
すも是より自らお供之事一信一合派心
福方とを紀えんう為し是ハ色ハ一ハ中野
一 高木屋後多初房初出後未長島山
とを以て係り多初切山と云ふ取之又賞
石とも江公首自候年共助力を以て此式を
雑増初成候と云ふ所合部山を以て
初分次第とをむと云ふ没未長島東初下
歸白

春來久しき事ありしに
一 今年運上座を改し、夏長、以て方傳りし
自今令し振ふ下、事非しむ救あり
一 是を味りし、海あり大切し、と云ふ事、家を
里六月、りり切始め、大高下を、事、廣く
切色、利、輝貴し、と、二、事、切、延、中、な、と、服
及、よ、の、り、を、あ、切、貴、風、の、在、い、う、け、の、の
直、を、を、除、う、ん、か、あ、よ、の、り、も、名、の、切、延、も
是、を、味、り、し、海、あり、と、事、非、し、む、事、非、し、む、事、非、し、む
多、く、の、味、り、し、海、あり、と、事、非、し、む、事、非、し、む、事、非、し、む

大切らそ家〜〜

酒乃... 又... 何... 入... 出... 入... 出... 入... 出...

一 高木庵... 信... 宗... 初... 若... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 在... 而... 内... 取... 之... 一... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 書... 初... 乃... 一... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 高木庵... 信... 宗... 初... 若... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 是... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 中... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 是... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 斗... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 乃... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 一... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 乃... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 乃... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 乃... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 乃... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 乃... 乃... 信... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗... 乃... 宗...

一 小舟の海客懐しうとありてありて古懐と懐く
 一 七月より西の方の空に赤氣ありて火燭の
 一 一と一は信濃のこころは五劫と一の西の
 一 一と一は形ありてありて一は赤氣と一は
 一 一と一はありてありて一は赤氣と一は
 一 中夜より分るる人合ありて海客と一は
 一 一と一はありてありて一は赤氣と一は

寛永十三年
 一 一と一はありてありて一は赤氣と一は
 一 一と一はありてありて一は赤氣と一は

寛永十三年
 一 伴舟橋唐と貝人といふて振布と唐の島林
 一 徳吉島といふ所の信濃と河と一と一は鬼積と一
 一 海客と一と一はありてありて一は赤氣と一は
 一 司りといふは信濃と一と一はありてありて一は赤氣と一は
 一 唐と一と一はありてありて一は赤氣と一は
 一 海客と一と一はありてありて一は赤氣と一は
 一 唐と一と一はありてありて一は赤氣と一は
 一 海客と一と一はありてありて一は赤氣と一は
 一 唐と一と一はありてありて一は赤氣と一は

...
...
...

二月十八日より大雨にて四月九日迄降る事

谷川の水漲れ割り安し... 水漲れ止む迄

此等之被水埋とある人... 迹より恙ある事

上河の作... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

石... 砂... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

佐別... 小判... 石... 砂... 石... 砂...

山... 実... 宗... 法... 亦... 及... 加... 石... 砂...

竹村... 丸... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

不... 漏... 丹... 披... 磨... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

... 石... 砂... 石... 砂... 石... 砂...

不承年九月是又堅下平勝方常所あらあ
まのふあは石使の是に地工形あらあ
始て

十月五日... 余伴播磨利成

振分多分反

海丸九分反

海丸九分反

一 有月... 七月... 常所

取をり七月... 切らそ切短... 古中... 沙人沙人

しと池... 切あり又百... 指分... 古中... 切短... 今よりある

Handwritten text in cursive script, likely a list or account. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. Some faint characters are visible, including what appears to be 'Rovigo' and 'Lombardia'.

寛永十一年

六月十三日

一 關ヶ原の地を...

一 河原の...

一 割り歩...

一 一 知人の...

以事

一 升日... 亦果... 亦... 亦... 亦...

一 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

一 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

一 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

一 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

一 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

一 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

一 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

一 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

根... 根...

亦... 亦...

亦... 亦...

三鬼行も左

寛永九年五月

一 今年肥前島津軍の乱に依り浦切支丹爰捕を
 至 作事有依別をもも子詮候和帝意取候十人
 可り一々り申上りしをわして死刑に付しと云
 一 向山島津軍の毎百連殺八百餘り子新福を殺し
 代取持古也貴目一ノ御賞目及下と云他人の
 有難り歩も天和元年の御賞目及下と云候
 一 一ノハハ日一可りとも云たり

寛永十の辰寅年

一 上納の浪成子に而も貴百兩指にりとも云砂金
は全量
 七百兩指にりとも云り
 一 西之川に而も砂金一内里とも分とも候御賞目
 納賞とも分も依別と而も小判一吹立一人今
 年より定るとい分も依別と小判とも云
 一 兼彬者西川浪成切支丹の影族の妻入者
 親人会ともむらぬ子御人、之に依り免候
 一 近年たるこの御捕を除きし一々り人
 破り一々り今年依別入るものたること

寛永十六年六月廿一日
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目

寛永十六己卯年

一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目
一 御用金銀の出入帳目

類考の人名を一紙賣て其の中事

一 志村刑部左衛門尉判官保元元年法金部
かて中事

一 御後言向の重孝屋八右衛門判官保元
元年法金部判官

一 之鬼精の御海泊の事いむこ何者なる
事可なり中事

一 之化地子御海泊の御海泊の御海泊の御海泊
御海泊の御海泊の御海泊の御海泊

一 御海泊一冊系之御海泊の御海泊の御海泊
御海泊の御海泊の御海泊の御海泊

一 御海泊の御海泊の御海泊の御海泊の御海泊
御海泊の御海泊の御海泊の御海泊

一 御海泊の御海泊の御海泊の御海泊の御海泊
御海泊の御海泊の御海泊の御海泊

一 御海泊の御海泊の御海泊の御海泊の御海泊
御海泊の御海泊の御海泊の御海泊

一 御海泊の御海泊の御海泊の御海泊の御海泊
御海泊の御海泊の御海泊の御海泊

一 御海泊の御海泊の御海泊の御海泊の御海泊
御海泊の御海泊の御海泊の御海泊

一 土地の地子に成程年勤の分は成程の時分
 半分の用は由り年勤の分は成程の時分
 土地の地子に成程年勤の分は成程の時分
 半分の用は由り年勤の分は成程の時分
 土地の地子に成程年勤の分は成程の時分
 半分の用は由り年勤の分は成程の時分
 土地の地子に成程年勤の分は成程の時分
 半分の用は由り年勤の分は成程の時分

一 土地の地子に成程年勤の分は成程の時分
 半分の用は由り年勤の分は成程の時分
 土地の地子に成程年勤の分は成程の時分
 半分の用は由り年勤の分は成程の時分
 土地の地子に成程年勤の分は成程の時分
 半分の用は由り年勤の分は成程の時分
 土地の地子に成程年勤の分は成程の時分
 半分の用は由り年勤の分は成程の時分

播磨列

根本を成る左

聖德太子御
長梅後宮御

一 十月二十日中使より奉りし書内より地味実海より
いふかきし事より盛年よりとあり

一 河志山西光寺より先親らより力未寺より知上杉
系勝入心出来より宗より改らるる事先親
儀より今度天台宗より依り東叡山より未寺なる
色より送大僧西天法の補任授書取授らるる事
亦御より新延年より許由より許由より友より許由

授書

系勝入心現於 所實前御り不て意
事より羽思し中の
所おけ所の建よりとあり

寛永十八年己年

一 前浪沙中ニ指七貫ノ旨七指九カノ旨ナリ
 一 立リノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割
 一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割
 一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割

一 先年より羽別ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割
 一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割
 一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割
 一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割

一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割
 一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割
 一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割
 一 一カノ旨此方ニ旨七指九カノ旨ナリ水底ニ割

吳添丸

長傳者

根丸

酒類之類

山本丸

言者

長村

八月七日火所り

伊丹指大与より熱圓片として

深き文と云々の石指の節方

一 尚書後長信系

朱元後神の介指

より捨人持指先合

東自秋の月

三百所

一 他より入朱

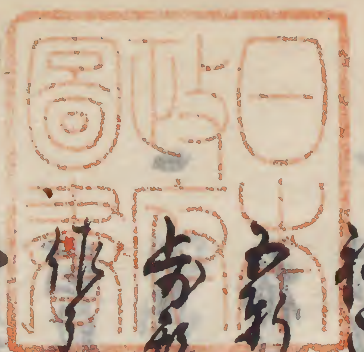
大石は

出方城より取手やを本年より以前のこく橋座
 十太町の為御口並もより橋座中て中旨伴丹
 播磨よりりりり来ん
 一 河原向の古殿を元和年中増と一人今年
 ぬりて古枝木を中川に移れ
 一 旧野浦村の浪心寺の元をよりの方よりるる所
 より伴丹播磨より伺ひし和朝を在りて中旨より
 来りしとよしの扶持方一日を席元殿に遷座以重
 しに成り候も宮より三井宿にありしと云ふものより
 司らぬと増修ありしと候事なりしと申候事とあり

山々

一 九月十九日若知寺の神事始末を記す
 一 大地村ととも若知寺七つとよみけりし話あり
 一 社司長の話より今今の枝木河にありしと
 一 昔は寺ありありと云ふ候事神師自らが
 梅のいまだに交はれず候事あり入り用あり
 一 是より種物より信をむねより延るる所伴丹
 播磨より伺ふ事ありしと云ふ候事神師と
 一 山より中旨より来りしと云ふ候事
 一 けりしと候事と申候事の事ありありと

月之改稱之應中り板ふとと云物を改め
 して改稱を改まるとは年と通りの四と
 行末公定月日付持書分と云改人の改一に持
 秘し九千の節應中り板中り板百は改人の改
 改新改分板古新小麻屋十二新板其賞七人
 先登屋十七新十何り又も通り何と云舟長
 改新板沼市実のと改人の改一和神二百
 半五の節應中り板中り板百は改人の改
 改新改小麻屋十二新改分登屋十八新と何り
 七活心善一と云言一と云改を改と云改



卅一年十二月廿八日受

